

参議院災害対策特別委員会会議録第十二号

平成二十三年八月九日(火曜日)

午後零時十分開会

委員の異動

八月八日
 高橋 千秋君 補欠選任
 前川 清成君

八月九日
 藤谷 光信君 補欠選任
 横山 信一君

八月九日
 平山 誠君
 秋野 公造君

出席者は左のとおり。

委員長 松本 新平君
 理事 友近 聡朗君
 平山 幸司君
 加治屋義人君
 佐藤 信秋君

相原久美子君
 加賀谷 健君
 フルネマユキ君
 轟木 利治君
 藤谷 光信君
 前川 清成君
 吉川 沙織君
 青木 一彦君
 岸 宏一君
 若林 健太君
 山本 博司君
 横山 信一君
 上野ひろし君
 山下 芳生君

国務大臣

国務大臣 (内閣府特命担当大臣(防災)) 平野 達男君

副大臣

厚生労働副大臣 大塚 耕平君

事務局側

常任委員会専門員 櫛原 利明君

本日の会議に付した案件

○災害対策樹立に関する調査

(災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案に関する件)

(東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案に関する件)

(災害弔慰金及び災害障害見舞金、被災者生活再建支援金並びに東日本大震災関連義援金の差押禁止等に関する決議の件)

○委員長(松下新平君) たいまから災害対策特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日、高橋千秋君が委員を辞任され、その補欠として前川清成君が選任されました。

また、本日、秋野公造君及び平山誠君が委員を辞任され、その補欠として横山信一君及び藤谷光信君が選任されました。

○委員長(松下新平君) 災害対策樹立に関する調査のうち、災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案に関する件、東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案に関する件を議題といたします。

両件につきましては、前川清成君から委員長の手元に災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案の草案、東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案の草案がそれぞれ提出されており、内容はお手元に配付のとおりでございます。この際、まず提案者から両草案の趣旨について説明を聴取いたします。前川清成君。

○前川清成君 ありがとうございます。

ただいま議題となりました災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案並びに東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案の両法律案の草案について、その趣旨及び主な内容を御説明申し上げます。

本年二月十一日の東日本大震災は東北三県を中心に甚大な被害をもたらしました。

現在、その復旧と復興に向けて、我々国会議員の一人一人も、それぞれの持ち場、立場で全力を尽くしているところですが、東日本大震災を起因とするいわゆる二重ローン被害も深刻です。

例えば、津波で住宅が流れてしまったとしても、その住宅ローンはなくなりません。今までも毎月毎月の返済を続けていかなければなりません。事業向け融資も同様です。工場や機械、漁船、農機具などの生産手段を全て失っても、今までもどおり返済を続けていかなければなりません。

他方で、生活を再建するには新たな住宅が必要で、仕事を再開するには、工場を再建し、機械や漁船、農機具を購入しなければなりません。そのためにもまたローンを組み、融資を受ける必要があれば、これまでの債務に重ねて新たな債務を負うこととなります。この結果、東日本大震災の被災者の多くが二重ローンに苦しんでおられます。

これに対して、被災者の苦しみや負担を社会全体で分かち合い、支え合う仕組みとして被災者生活再建支援法があります。被災者らの生活再建のために、この法律に基づいて最高額三百万円の被災者生活再建支援金(以下、単に支援金と言います)が支払われます。また、同趣旨の災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき最高額五百万円の災害弔慰金(以下、単に弔慰金と言います)や災害障害見舞金(以下、単に見舞金と言います)が支払われます。さらには、人々の善意が赤十字や県、市町村等を通じて義援金として被災者に届けられます。

言うまでもなく、支援金、弔慰金、見舞金に関しては制度の目的に、義援金に関しては寄附者の意図に照らして、被災者自らにおいて、被災者らの明日への第一歩のために使っていただくべきお金です。被災者の多くが二重ローンに苦しむ中、その趣旨に反して、銀行や金融機関、サラ金や高利貸しが被災者に対する債権を回収するために差押えて横取りしてしまうことは、私たちの正義に反します。

ところが、現行法においては、これら支援金、弔慰金、見舞金、義援金に対する差押えが禁止されていません。それゆえに、これら金銭の受給権を差押禁止債権とし、受給権に基づいて現実に被災者らの手元に届いた現金を差押禁止財産として扱うのが両案の趣旨です。

次に、両案の主な内容について御説明申し上げます。

災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案においては、第一に、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づいて支払われる弔慰金、見舞金の受給権、被災者生活再建支援法に基づいて支払われる支援金の受給権を差押禁止債権といたします。

第二に、右受給権にとどまらず、これら受給権に基づいて、被災者へ支払われた金銭自体も、差押禁止財産といたします。

第三に、地方公共団体において実施している弔慰金、見舞金、支援金と同趣旨の金銭給付や、いわゆる賞じゆつ金等に関しても、同様に差押禁止とすべき場合もあり得ると思われまますので、そのための検討と必要な措置を講ずることを定めてい

ます。
次に、東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案においては、東日本大震災に関する義援金の受給権と、これに基づいて被災者に支払われた義援金について、差押禁止債権ないしは差押禁止財産とすることを定めています。

なお、両案は本年三月十一日に遡って適用されますが、既に確定した差押命令等に関しては、その結果を覆さないことといたしております。

以上が両法律案の草案の趣旨及び主な内容です。
何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

以上です。
○委員長(松下新平君) 両草案に対し、質疑、御意見等がございましたら御発言願います。――別に御発言もないようですから、まず、災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案の草案を災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案として本委員会から提出することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(松下新平君) 御異議ないと認めま

す。
よって、さよう決定いたしました。
次に、東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案の草案を東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案として本委員会から提出することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(松下新平君) 御異議ないと認めま

す。
よって、さよう決定いたしました。
なお、両案の本会議における趣旨説明の内容については委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(松下新平君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

前川君から発言を求められておりますので、これを許します。前川清成君。

○前川清成君 私、民主党・新緑風会、自由民主党、公明党、みんなの党及び日本共産党の各派共同提案による災害弔慰金及び災害障害見舞金、被災者生活再建支援金並びに東日本大震災関連義援金の差押え禁止等に関する決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

災害弔慰金及び災害障害見舞金、被災者生活再建支援金並びに東日本大震災関連義援金の差押え禁止等に関する決議案(案)

政府は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律及び東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律の施行に当たり、次の点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

強制執行に当たり差押えが禁止された金銭であることを特定・識別することが可能となるよう、災害弔慰金及び災害障害見舞金、被災者生活再建支援金並びに東日本大震災関連義援金について都道府県及び市町村等が発行する証明書類等の実情を調査した上で裁判所と情報の共有を図るなど、本法の適切な運用がなされるよう努めること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。
○委員長(松下新平君) ただいまの前川君提出の

決議案の採決を行います。

本決議案に賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長(松下新平君) 全会一致と認めま

す。
よって、本決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、平野防災担当大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。平野防災担当大臣。

○国務大臣(平野達男君) ただいまの御決議につきまして、その趣旨を十分に尊重いたしましたし、努力してまいります所存でございます。

○委員長(松下新平君) 本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十一分散会

〔参照〕

災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律

(案)

(災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正) 第一条 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

(譲渡等の禁止)

第五条の二 災害弔慰金の支給を受けることとなつた者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

2 災害弔慰金として支給を受けた金銭は、差し押さえることができない。

(被災者生活再建支援法の一部改正)

第二条 被災者生活再建支援法(平成十年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

日次中「第二十一条・」を「第二十条の二」に改める。

第五章中第二十一条の前に次の一条を加える。

る。

(譲渡等の禁止)

第二十条の二 支援金の支給を受けることとなつた者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

2 支援金として支給を受けた金銭は、差し押さえることができない。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

2 第一条の規定による改正後の災害弔慰金の支給等に関する法律第五条の二(同法第九条において準用する場合を含む)の規定は、平成二十三年三月十一日以後に生じた災害に係る災害弔慰金及び災害障害見舞金について適用する。ただし、この法律による改正前の規定により生じた効力を妨げない。

(被災者生活再建支援法の一部改正に伴う経過措置)

3 第二条の規定による改正後の被災者生活再建支援法第二十条の二の規定は、平成二十三年三月十一日以後に生じた自然災害により被災世帯となつた世帯の世帯主に対して支給する被災者生活再建支援金について適用する。ただし、この法律による改正前の規定により生じた効力を妨げない。

(検討)

4 地方公共団体が自然災害に際して行う金銭の給付であつて、災害弔慰金若しくは災害障害見舞金又は被災者生活再建支援金に類するものに係る差押えの禁止等については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

5 国又は地方公共団体が、災害等に際して危険を顧みることなく職務を遂行したことにより死亡し、又は障害の状態となつた者について行

う。

金銭の給付に係る差押えの禁止等については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

理由

災害により死亡した者の遺族に対する弔慰及び災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対する見舞並びに自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者の生活の再建の支援を確実なものとするため、災害弔慰金及び災害障害見舞金並びに被災者生活再建支援金について、差押えを禁止する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

東日本大震災関連連義援金に係る差押禁止等に関する法律(案)

1 東日本大震災関連連義援金の交付を受けることとなった者の当該交付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

2 東日本大震災関連連義援金として交付を受けた金銭は、差し押さえることができない。

3 この法律において「東日本大震災関連連義援金」とは、東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)の被災者又はその遺族(以下この項において「被災者等」という。)の生活を支援し、被災者等を慰藉する等のため自発的に拠出された金銭を原資として、都道府県又は市町村(特別区を含む。)が一定の配分の基準に従い被災者等に交付する金銭をいう。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律は、この法律の施行前に交付を受け、又は交付を受けることとなった東日本大震災関連連義援金についても適用する。ただし、この法律の施行前に生じた効力を妨げない。

理由

東日本大震災関連連義援金に係る拠出の趣旨に鑑み、被災者等が自ら東日本大震災関連連義援金を使用することができるようにするため、東日本大震災関連連義援金について、差押えを禁止する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

八月四日日本委員会に左の案件が付託された。

一、災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(前川清成君外六名発議)
一、東日本大震災関連連義援金に係る差押禁止等に関する法律案(前川清成君外六名発議)

災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案
災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。
第五条の次に次の一条を加える。
(譲渡等の禁止)
第五条の二 災害弔慰金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

2 災害弔慰金として支給を受けた金銭は、差し押さえることができない。
(被災者生活再建支援法の一部改正)
第二条 被災者生活再建支援法(平成十年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。
目次中「第二十一条」を「第二十条の二」に改める。
第五章中第二十一条の前に次の一条を加える。

(譲渡等の禁止)

第二十条の二 支援金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。
2 支援金として支給を受けた金銭は、差し押さえることができない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。
(災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
2 第一条の規定による改正後の災害弔慰金の支給等に関する法律第五条の二(同法第九条において準用する場合を含む。)の規定は、平成二十三年三月十一日以後に生じた災害に係る災害弔慰金及び災害障害見舞金について適用する。ただし、この法律による改正前の規定により生じた効力を妨げない。
(被災者生活再建支援法の一部改正に伴う経過措置)
3 第二条の規定による改正後の被災者生活再建支援法第二十条の二の規定は、平成二十三年三月十一日以後に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対して支給する被災者生活再建支援金について適用する。ただし、この法律による改正前の規定により生じた効力を妨げない。
(検討)

4 地方公共団体が自然災害に際して行う金銭の給付であつて、災害弔慰金若しくは災害障害見舞金又は被災者生活再建支援金に類するものに係る差押えの禁止等については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。
5 国又は地方公共団体が、災害等に際して危険を顧みることなく職務を遂行したことにより死亡し、又は障害の状態となった者について行う金銭の給付に係る差押えの禁止等については、

速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

東日本大震災関連連義援金に係る差押禁止等に関する法律案

東日本大震災関連連義援金に係る差押禁止等に関する法律

1 東日本大震災関連連義援金の交付を受けることとなった者の当該交付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

2 東日本大震災関連連義援金として交付を受けた金銭は、差し押さえることができない。

3 この法律において「東日本大震災関連連義援金」とは、東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)の被災者又はその遺族(以下この項において「被災者等」という。)の生活を支援し、被災者等を慰藉する等のため自発的に拠出された金銭を原資として、都道府県又は市町村(特別区を含む。)が一定の配分の基準に従い被災者等に交付する金銭をいう。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律は、この法律の施行前に交付を受け、又は交付を受けることとなった東日本大震災関連連義援金についても適用する。ただし、この法律の施行前に生じた効力を妨げない。
八月九日左の議案は撤回された。
一、災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(前川清成君外六名発議)
一、東日本大震災関連連義援金に係る差押禁止等に関する法律案(前川清成君外六名発議)

平成二十三年八月十八日印刷

平成二十三年八月十九日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A